

29 林政経第316号
平成30年2月6日

各都道府県知事 } 殿
沖縄総合事務局長 }

林野庁長官

林業経営体の育成について

林業経営体に関しては、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成29年12月8日農林水産業・地域の活力創造本部改訂）において、森林所有者自ら森林管理を行わない場合には、市町村が経営・管理を受託した上で、意欲と能力のある林業経営体に再委託し、経営の集積・集約化を行う等の新たな森林管理システムを構築するとされたところである。

現在、その具体化に向けた検討が行われているが、林業経営の集積・集約化の受け皿となりうる「意欲と能力のある林業経営体」を確保することが重要であることから、「意欲と能力のある林業経営体」へと育成を図る林業経営体の考え方等を下記のとおり定めたので、通知する。

記

1. 基本的な考え方

「意欲と能力のある林業経営体」へと育成を図る林業経営体は、相当程度の事業量を確保し高い生産性や収益性を有するなど森林所有者及び林業従事者の所得向上につながる効率的かつ安定的な林業経営の実現を目指すとともに、主伐後の再造林を実施するなど森林経営の継続性の確保を目指す林業経営体とする。

なお、林業経営体とは、自己又は他人の保有する森林において、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により又は他者への請負により造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている経営体であり、森林組合・会社・個人経営等の組織形態は問わないものとする。

2. 林業経営体が取り組むべき事項

上記1の基本的な考え方を踏まえ、育成を図る林業経営体が取り組むべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 素材生産の生産量又は生産性の増加
- (2) 原木の安定供給・流通合理化等
- (3) 主伐後の再造林の確保
- (4) 造林・保育の省力化・低コスト化
- (5) 素材生産や造林・保育を実施するための実行体制の確保
- (6) 伐採・造林に関する行動規範の策定等
- (7) 雇用管理の改善と労働安全対策

3. 基準の設定等

(1) 育成を図る林業経営体を判断する基準の設定等

都道府県は、2の(1)から(7)までの事項に関し、各地域における森林・林業の実情や林業経営体の育成方針を踏まえ、育成を図る林業経営体かどうかを判断する際の基準を定めるものとし、その判断に当たっては、素材生産を行う林業経営体については同(1)、(2)、(3)、(5)、(6)及び(7)に関する基準を、造林・保育を行う林業経営体については同(3)、(4)、(5)、(6)及び(7)に関する基準を、それぞれ適用するものとする。

(2) 育成を図る林業経営体の選定

都道府県は、(1)により定めた基準を満たす林業経営体を、定期的に、育成を図る林業経営体として選定するものとする。また、選定したときは、選定した林業経営体を公表するとともに、当該林業経営体については、「林業経営体に関する情報の登録・公表について」(平成24年2月28日付け23林政経第312号林野庁長官通知)に基づく林業経営体名簿に登録するものとする。

4. 林業経営体の育成

都道府県は、3の(2)により選定された林業経営体を育成するため、国庫補助事業を活用するなどして、当該経営体による2の取組等を重点的に支援するものとする。

5. 移行措置

育成を図る林業経営体の選定に当たって3の基準の設定等に時間を要することが想定されることから、3の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する林業経営体のうち、①素材生産の生産量又は生産性の増加の目標について一定の基準を満たしている、②主伐後の再造林の確保に取り組むこととしているものについては、平成30年度末までの間、育成を図る林業経営体として選定できるものとする。

- ・ 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成6年法律第45号)第5条の認定を受けた事業主
- ・ 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置(昭和54年法律第51号)第3条の林業経営改善計画の認定を受けている者及び同法第4条の合理化計画の認定を受けている者
- ・ 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成20年法律第32号)第5条の特定間伐等促進計画に掲げられた間伐主体又は造林主体
- ・ 木材の安定供給の確保に関する特別措置法(平成8年法律第47号)第4条に基づく木材安定供給確保事業に関する計画の認定を受けた者
- ・ 都道府県独自の認定制度等に基づき、地域における林業経営の担い手として育成・支援の対象とされた林業経営体